

## 渡辺村と木津村

脇田 修

## 一 はじめに

大坂の被差別部落、役人村としての渡辺村については、その重要性によって、早くから注目されていて、本論文で取り上げようとする「木津村文書」についても、早く上田正昭の紹介がなされており、盛田嘉徳は新たな記録の紹介とともに、渡辺村についての分析をおこない、近年では寺木伸明らの仕事などがなされている。ここでは「木津村文書」に含まれる渡辺村の状況を考察したいと思う。

## 二 立地条件

渡辺村は、大坂の被差別部落であるが、その村名が示

すように、中世末には大川の岸近い北渡辺にあったと考えられている。それが大阪市域内に分散して存在していた部落とともに下難波に移されたが、元禄十一年（一六九八）には東成郡野江へ替地を与えられ、「水所」なので、移転を嘆願して、木津村七反島に移ったが、これも「水所」なので、同一四年に同じ木津村内で堂面の西の新田で免租地七五〇坪、七瀬川沿いの新田で貢納地五六八〇坪を与えられ、ここに落ち着いたのであった。総計一三三三〇坪で、四町四反一畝となる。さて木津本村は十三間川に沿い、天王寺村と今宮村の「悪水落堀」があり、多くの井路が通っている「水損場」であった。大坂の町は東に上町台地があり、西へ下つていくから海に近い場所は芦の茂る荒地で、それが元禄以降、新田ができ、しだいに開発されていったのであった。渡辺村も荒地に移されて住み着いたのであって、その状況も木津村と

同様か、さらにきびしいものであったろう。

木津村は面積一八九町八反四畝一八歩・高二六二二三石一斗二升五合のかなりの大村であるが、田地は八畝あった時があるが、のちになるとほぼ畑地である。だいたい難波村など大坂南郊の村は畑地が多く、野菜などをつくり、大坂市中に売ることが多かった。木津村も野菜や木綿を作付けたのであろう。まず木綿作は大坂南部が日本でも有数の産地であった。延享元年（一七四四）では木綿作は四五パーセント、同三年には三〇パーセントとある。文化六年（一八〇九）五月二六日、代官宛木津村庄屋・年寄申状には、木綿作方一〇六町六反六畝一五歩で、そのうち六九町三反三畝一〇歩が中痛、三七町三反三畝五歩が大痛となっていた。先の土地面積から計算して、木綿作は五六・二パーセント弱となる。一般的傾向として大坂南部地域の綿作は、一七世紀には盛んで、現大阪市平野区では畑では八〇・九〇パーセント、田地でも五〇パーセントに及んでいた。一八世紀には他地域との競争で、少し作付面積が減るが、それでもかなりの栽培をおこなった。木津村の概況は三〇〇五〇パーセント台を上下しながら、盛んに木綿を作っていたのであった。あとは野菜などを作り、裏作に麦を植えた。牛馬は飼っていない。また明細帳には、男は日用稼ぎ、女は毛綿糸稼

ぎをおこなうとなつている。大坂近郊であるから、当然さまざまな仕事があり、男性は日雇い稼ぎに出たであろうし、女性も木綿糸紡ぎを副業としたのであった。史料がないため渡辺村については、移転後の本村の状況から類推する他はない。

まず、概況からみよう。元禄一四年に替地として得た土地は、先にも述べたように木津村堂面の西の新田で免租地七五〇坪、七瀬新田で貢租地五六八〇坪、合わせて一三三三〇坪であった。四町四反一畝となる。

元禄一四年五月の「穢多村所替屋舖地反畝分米員数帳」は移転後の本村の状況を示すが、大樋口と堂面の二つの小字があり、大樋口は計一五筆、うち下々畑九筆・下畑六筆、堂面は下畑七〇筆となつている。大樋口は字名の示す如く、井路筋に近く低湿の悪い土地であったと考えられ、下々畑が多い、また惣作の地も二筆を除いて、ここにある。田地の低品質はわかるが、畑作地の場合、このように下々畑・下畑というのは珍しい。低湿地であるため冠水するのか、砂地であることが理由であろう。ここに屋敷を建てたのである。この土地について、気の付くことは、惣作のことで、一〇筆・三反三畝四歩で、旧渡辺村高の九パーセントを越えている。これは本村で配

分するさいに、下畑・下々畑をあてることにより被害を少なくするとともに引受人がない分を惣作の土地であてたためであらう。

この土地は、通常の村落と同じく年貢を納めたが、少く状況の異なることもあった。それは多くの時期、木津村から年貢を銀で取り立てて、一緒に納めたが、享保一〇年から宝暦二年までの三〇年は、その六割が米納年貢であったため、「同国米を以、買納した」という。米を生産しないのに年貢で納めないといけないので、摂津国の産米を買米にしたのである。幸い大坂米市場もあり、米を入手するのは簡単であったし、大坂の南部近郊農村では村高の五割を超える綿作をしているため、この買米をおこなうことが普遍化しており、木津村は畑作地で米作をしていないため、これをおこなったのであった。

また年貢率は四割九九九であるから、実質五割であるが、なぜか少し低くなっている。これは周辺各村より低い。畑作地としての率とみられる。またこれは定免であったと考えられるが、寛延二年（一七四九）四月、定免制を施行しようとするさいには、木津村も反対している。享保改革以降には、幕府は年貢収入の安定を図って、一〇年なら一〇年を、一定の年貢率にする定免制にしようとするが、そのさい以前の平均より少し高めに定めよう

とするため、各村で反対をしている。この村も同じであったらう。

### 三 村の支配

また、つぎのような史料がある。

(1)村高式千六百式拾三石壹斗式升五合ノ内

木津村領支配高之内

一高拾八石壹斗式升四合

穢多増屋敷高

此反別式町六反四畝式拾三步

穢多年寄喜左衛門支配

免四つ九分九厘九毛余

役人村

(2)村高式千六百式拾三石壹斗式升五合ノ内

木津村領支配高之内

一高式拾八石六斗三升九合

穢多役人村

此反別式町六反拾六分式厘

小前所持高

免四つ九分九厘九毛余

世話人木津村又兵衛

また「外」として

(3)一当村下畑之内高式拾四石九升

穢多役人村居屋敷高

此反別式町壹反九畝步 但石盛壹石壹斗代  
があつた。

この三口をあわせて、高七〇石八斗五升三合、面積は六町四反四畝九分二厘で、増屋敷分・小前所持分・居屋敷分にわけられている。この区分内容は正確にはわからないが、(1)増屋敷は渡辺村の拡張分、(2)は渡辺村の貢租地、(3)は渡辺村の元からの屋敷地で、免租地と考えられる。木津村領に移ったさいの面積からいうと、(2)は二町六反余で、一町九反弱から七反余の増、(3)を免租地二町五反余から三反余減少している。これは初期の貢租地と免租地を、それぞれ(2)(3)と考える前提に立っているから、断案とは言いがたいが、増加と減少を示している。屋敷高でいうと、渡辺村の人口・家数の増加はよく知られているから、これは(3)の屋敷地が井路などのため減少したままになっており、また他に(1)の増屋敷ができたため、ここに吸収されたと考えられる。

さらに問題なのは、(1)増屋敷分は穢多年寄喜左衛門支配、(2)小前所持高については木津村又兵衛となっていることである。小前所持高とあるのは、通常の畑地で、こ

れは必ずしも畑作をしているのではなく、皮干し場や作業場また屋敷であったと考えられる。安政二年（一八五五）正月、池田屋つき一札では堂面の「細工所」としている。増屋敷分が穢多年寄の支配となっているのは、屋敷登録人がすべて渡辺村の住民であったからで、逆に「小前所持高」とあるのは、なかには本村の又兵衛などの所持地があり、そのため世話人となっているのであらう。

もう少し屋敷地についてわかる史料をあげておこう。「木津村穢多古屋敷代地割帳」によれば、七反嶋一五筆・貼書分を含むと二一筆、出城三〇筆で、計一町九反一畝二七歩となっている。このうちに北・岡・新・大道・中各町の惣作分が五筆（二割弱を占める）ある。これも先述のように引受人がなかったための措置であらう。また「木津村穢多新屋敷代地割帳」には、大樋口に下々畑九筆・下畑一筆、堂面に下畑五五筆があり、計一町九反四畝一五歩二半で、岡次郎右衛門の道代八歩二半・二升五合などを引いている。この数字も先の屋敷分のどれにあたるか確定しにくい。

屋敷をめぐる問題では、人口増加により木津村へ渡辺村の村人が建家をするために起こる紛争である。宝暦一年（一七六一）一〇月、中嶋屋加兵衛が木津村大樋の畑を買い、建家を願ったが、木津村では差障ると拒否し

ている。このような問題は幕末まで続いた。享和三年（一八〇三）九月には物入小屋の取り除きを命じられ、年寄住吉屋喜右衛門・和泉屋利兵衛が翌年正月晦日迄日延を願ひ、実際は三月晦日から四月七日の間に済ませた。これには渡辺村年寄が願ひ出ているから、村の生活に必要な作業小屋であつたらう。文化四年正月晦日までに建家取り払いを命ぜられ、二月に報告している。ただ居宅・土蔵への建添は取り払い、今後はしない、ということを書き置いているのは、渡辺村内のこととすると、なぜこれが禁じられたのか不明である。文化一四年一二月、木津村堂面の畑小屋掛地面を所持しているが、当年は小屋掛等も未だ建て揃わないので、年貢などは用捨してほしいと願っている。これは渡辺村地内の畑地に小屋を作つたのであるが、通常では畑地では畑作をするのが、ここでは皮革作業をするために使用しているので、このようなことを願うのである。

また子年には堂面で小作人彦三郎が役人村某に納屋を建てさせたので撤去させられているし、子年六月には畑納屋にいた宗心を市兵衛が引き取る旨の覚えが残っている。納屋といつても人が住むことがあつたのである。文政二年（一八一九）正月にも木津村内の小家建を撤去せよと命ぜられているから、絶えずこの問題は起こつてい

たのであつた。しかしこのときは前年一二月大晦日に大火事が起こり、「建家八九部通り焼失」ということになつた。この大火には大坂町人から援助の米がおびただしく送られたことも知られていて（『摂陽奇観』）差別の強い徳川社会にあつて、心を和ませてくれる。このようなこともあつて、この撤去は四月晦日まで日延、ついで六月晦日、九月晦日までとし、さらに一二月晦日まで日延べをさせたのであつた。

なお人口の増加は、移住によることも多い。渡辺村の人口増加は、中期まではかなりのものであつた。これは各地から移住してきたことによるだろう。それを正確に示す史料はないが、村人の屋号はそれをうかがわせる。役人村年寄として、讃岐・住吉・出雲・播磨・和泉の屋号が知られるが、また太鼓又のように職業を屋号にするのもあり、一概にはいえないが、判明するかぎりあげておこう。

#### 近畿

和泉・堺・住吉・岸部・池田・播磨・明石・京・八幡・大和・奈良・紀伊

その他 備中・讃岐・出雲・日向

この地名は、近畿以東は存在しないが、西は四国・九

州も含まれる。渡辺村の活動が畿内から西日本に及んでいることを示すものである。なかで多いのは岸部（大阪府）で、これは有力者があり、その一統がいるためかも知れない。また渡辺村に近い住吉があるのは当然であるが、他は大部落の存在する地域である。

#### 四 水利問題

延享三年（一七四六）木津村明細帳によれば「当村之儀は水損場二而御座候」とあり、「但、東は東成郡地高之村々より悪水落来候二付、西拾三間川ニ悪水仕兼、数度水損仕候」と記している。東は上町台地に続く高地で、その水が流れ込んでくるが、それを十三間川で捌き切れないため、水害が起るというのである。用悪水樋は一五か所に設けているが、それが機能しないこともあつた。このことは現在も安定しているが、近代になつても風水害があり、敗戦後には施設も作動せず、たびたび大阪市内は水害をうけたことは記憶に新しい。

さて新規の川筋についての問題は、つぎのようである。明和元年（一七六四）七月、天王寺村などが新川を掘ろうとして、木津村から支障ありと反対している。寛政元年（一七八九）六月、江戸神田鍋町治兵衛店の良助なる

男が、難波・木津村境鮎川の葭場の新田開発を願つているが、両村が反対している。借家人と思われる男の企画であるし、それほど資力があるとは思えない。葭場は水害の防止やさまざまな機能をもっているので反対するのは当然であらう。文化四・五年（一八〇七・八）には大流川床にするため、関係する土地を庄屋・年寄が集めている。渡辺村と関係するの、この実態はわからない。

文久元年（一八六一）一〇月、十三間川通国役堤の腹にある延三四間の岸岐の際へ、村の水防道具小屋があるが、ここへ渡辺村から「諸入用相弁」として、杭木百本・明俵二百俵を入れ置くとしている。国役堤は重要な河川の場合、幕府が管理し、一國規模で夫役を課して保全を図るが、十三間川はそれにあたり、渡辺村は木津村との関係で、杭や土を詰めて土囊をつくる空き俵を入れておくとしたのであつた。

また木津村に悪水・用水樋が一五か所あつて、縦横に水が流れていたから、渡辺村にも井路があつて村内を潤していたと考えられる。とくに皮革業のため、用水の確保と悪水の排水が重要であつたといえる。享和二年（一八〇二）七月、木津村が大樋口を廃棄しようとしたさい、渡辺村は存続願ひをだして、樋浚いすることを申し出ているが、それは大樋口からの取水の重要性を示してい

た。

家や水利などの内容を明らかにするに止まった。

### 五 おわりに

渡辺村については、その地位の重要性にもかかわらず、あまり歴史的に明らかではない。木津村の支配下にあることも影響しているが、ここでは残存する「木津村文書」から、渡辺村の姿を取り出して見ようとした。渡辺村は皮革業によって栄え、太鼓又などの豪商も輩出しているが、今回の史料では村政にかかわるものが多いため、建

注

- (1) 上田「摂津木津村文書」「部落問題」一八・一九号、一九五〇年。
- (2) 盛田「摂津役人村文書」大阪市浪速同和教育推進協議会、一九七〇年。寺木「近世部落の成立と展開」解放出版社、一九八六年など。
- (3) 本城正徳「幕藩制社会の展開と米穀市場」大阪大学出版会、一九九四年。

# 人ある限り人権を。

## (第2版)

日本国内のみならず、国外の差別・人権問題を、写真を豊富に使ってビジュアルに解説して好評を得た入門書に、最近の情勢を反映させた、より網羅的かつ体系的に学べる1冊。

反差別国際運動日本委員会刊

B5判、127頁  
1,600円(税別)

人ある  
限り  
人権を。



1-2-1227

1-2-1227